

獲得條件  
し、規定の手當外に金一封支給する、その他

### 朝日電電池製造所 (阪南支部)

發 生 六月十五日、  
解 決 六月十七日  
參分人員 三十五名

原 因 組合破壊幹部解雇  
解決條件  
一、解雇手當一ヶ年未滿四十日分以上一箇月毎に一日分外に金一封千五百圓支給

### 秋山コム製造所 (長柄支部)

發 生 六月十一日  
解 決 六月廿八日  
參加人員 七三名

原 因 待遇改善  
解決條件  
一、單價六分値上げ  
二、臨時休業手當、三日日より六十錢支給

三、時間一時間短縮  
四、傷病手當上場にて立替へる  
五、日常作業以外の勤務には三割増  
六、食堂の新設  
七、争議費用日給獲得  
八、犠牲者なし解雇、退職手當既定

### 阪元コム工業所 (佃支部)

發 生 六月十一日  
解 決 七月十二日  
參加人員 二十餘名

原 因 待遇改善  
獲得條件  
一、日鮮人の差別撤廢  
二、不良品に對する罰金を廢止する  
三、常備者の日給三割値上げ  
四、争議費用全額日給四五  
五、作業時間最低七時間半  
六、犠牲者なし

### 大阪製塲所 (新家支部)

發 生 七月十四日  
解 決 七月二十三日  
參加人員 三百名

原 因 待遇改善 (事業縮小餓首を見越しての解雇手當増額)  
解決條件  
一、解雇手當制定  
六ヶ月未滿三十日分  
一ヶ年未滿四十四日分

以上五ヶ年迄一箇月毎に一日半 五ヶ年以上一ヶ月毎に二日分  
二、年二回昇給五錢以上  
三、八時間労働十一月より實施  
四、手袋支給  
五、皆勤賞與三分支給  
六、争議中日給支給  
七、縮少による解雇六五名、争議によるもの十名 (新制定手當支給)

### 千代田木管株式會社 (木管工浦江支部)

發 生 七月二日  
解 決 八月三十一日  
參加人員 一四〇

原 因 待遇改善  
解決條件  
一、時間短縮一時間  
二、請取單價一部値上げ  
三、最低賃銀制獲得  
四、解雇手當制定  
一箇年三十三日分、以上一箇年迄一箇月毎に一日分二

### 棕本製鏡所 (平野支部)

發 生 七月十一日  
解 決 八月二日